

総合南東北病院

指定通所リハビリテーション

(指定介護予防通所リハビリテーション)

運営規程

(運営規定の主旨)

第1条 社会医療法人将道会が設置する総合南東北病院指定通所リハビリテーション（以下「当事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者であって、心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とするものに対し、介護保険法令の趣旨に従って、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めるものとする。

- 2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行わないものとする。
- 3 当事業者は、地域との結びつきを重視し、居宅支援事業者、地域包括支援センターをはじめとする介護予防支援事業者、その他の保健サービス及び福祉サービスを提供するもの及び関係市町村と密接な連携に努め、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう努めるものとする。
- 4 当事業者は明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 総合南東北病院
- 二 所在地 宮城県岩沼市里の杜1丁目2番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当事業所に勤務する職種及び職務内容は次のとおり、置くものとする。

- 一 管理者 1名(総合南東北病院病院長が兼務)
管理者は職員の管理及び通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 職員
医師 1名(常勤で兼務)
管理者の指示に基づき、医学的管理を行う。また、他の職員を指導する。
理学療法士・作業療法士 3名以上(常勤で専従)
管理者及び医師の指示に基づき、理学療法又は作業療法を提供する。
看護職員 2名以上(常勤で専従)
管理者及び医師の指示に基づき、看護サービスを提供する。
介護職員 10名以上(常勤で専従)
管理者及び医師の指示に基づき、介護サービスを提供する。
事務職員 1名以上(常勤で専従)
介護保険請求及び利用料に関わる事務を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時00分までとする。
- 三 サービス提供時間 短時間コース 午前の部 9時00分から10時30分まで
午後の部 13時50分から15時20分まで
長時間コース 9時00分から15時30分まで

(利用定員)

第7条 当事業所の利用定員は、100名とする。

(ただし、指定通所リハビリテーションと指定介護予防通所リハビリテーションを合わせてとする。)

(指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供方法)

第8条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供の開始に

際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、必要とされる事項について、わかりやすいよう説明を行い、運営規定の概要、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）計画、その他サービスの選択に必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

（指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の内容）

第9条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の内容は、次のとおりとする。

- 一 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成
- 二 食事の提供（1日コースの方のみ）
- 三 送迎
- 四 入浴（要介護認定の1日コースの方のみ）
- 五 医学的管理・看護
- 六 介護
- 七 リハビリテーション
- 八 相談援助サービス

（通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成）

第10条 当事業所は、医師及び理学療法士、作業療法士その他専従する職員は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等をもとに、共同して、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を作成するものとする。

- 2 職員は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成にあたっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握するものとする。
- 3 職員は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得た上で、交付するものとする。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の策定にあたっては、すでに居宅サービス計画書又は介護予防サービス支援計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 5 利用者が居宅サービス計画書又は介護予防サービス支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅支援事業者又は地域包括支援センターをはじめとする介護予防支援事業者への連絡、その他の必要な援助を行うものとする。

(利用者の心身の状況等の把握)

第11条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターをはじめとする介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(保健・医療・福祉サービス提供者との連携)

第12条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供に当たっては、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターをはじめとする介護予防支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

2 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターをはじめとする介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の拒否の禁止)

第13条 正当な理由なく事業の提供を拒まないものとする。ただし、通常の事業実施地域を勘案し、利用申込者に対して、適切な事業の提供が困難と認められた場合は、他のサービス等の紹介などの必要な措置を講じるものとする。

(被保険者資格及び要介護認定等の確認)

第14条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)の有無、要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

2 前項の被保険者証の介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して、指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供するものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第15条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて、速やかに申請がなされるよう必要な援助を講じるものとする。

2 居宅介護支援又は介護予防支援(これに相当するサービスを含む)が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認めるときは、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期限の満了日の1か月前にはなされるよう、必要な援助を講じるものとする。

(法定代理受領サービスを受けるための援助)

第16条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき、（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

（利用料等）

第17条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、食事、送迎、入浴、リハビリテーションの有無等のサービス内容を含め、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額とする。

2 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）にかかる食費及び指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）のサービスの提供上、通常必要とされるものにかかわる費用については、次に掲げる利用料を徴収するものとする。

一 訓練教材費

教材を必要とする訓練を実施した時はその実費

二 食費

1回あたり 750円（昼食等食材料費及び調理費等）

三 次条に掲げる通常の事業の実施地域を越えて行った場合の送迎に要する下記の費用

1 kmにつき 10円（消費税別）

四 営業時間を超えて提供した下記の食費

1回あたり 500円（夕食）

五 その他、当事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる下記の費用

紙パンツ 1枚 145円（非課税）

尿取りパット 1枚 40円（非課税）

六 キャンセル料（利用者都合によりキャンセルした場合は、食事の提供を受けている方に限り食費相当分として）

1回あたり 750円

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

4 第1項から第2項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額、その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者又はその家族に対して交付するものとする。

（内容、利用料、その他の費用等の記載）

第18条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供した際には、提供日及び内容、法定受領サービス費の額、その他必要な事項を利用者の居宅サー

ビス計画又は介護予防サービス支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第19条 通常の事業の実施地域は、岩沼市、名取市、亶理町及び柴田町の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第20条 職員は、指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)のサービス実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の家族に連絡する。また必要に応じ、主治医及び居宅介護支援事業所等に連絡し、適切な処置を行うものとする。

2 職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第21条 総合南東北病院が定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき次に掲げる非常災害対策を行うものとする。

通報、消火、避難誘導等を連携して行う総合訓練 年2回実施

2 防火管理者には、総合南東北病院における防火管理者をあてる。

3 非常災害用設備の使用法、その他必要な災害防止対策について、必要に応じて対処する体制をとることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第22条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の利用に当たっては、利用者が留意すべき事項は次のとおりとする。

- 一 事業所の清潔保持に努める等の利用上の注意を遵守すること。
- 二 契約に定める事項を遵守すること。
- 三 リハビリテーション等を行う際には、職員の指示に従うこと。

(日課の励行)

第23条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の利用者は、管理者や医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、介護職員等の指導による通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく日課を励行し、利用者相互及び施設の秩序を保ち、相互親睦に努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 利用者が正当な利用なく指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められる

とき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

(勤務体制の確保)

第25条 当事業所は、適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供できるよう、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第26条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制の整備を行うものとする。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- 4 感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修を実施するものとする。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置するものとする。
- 6 当事業所において感染症及び食中毒が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第27条 当事業所は、総合南東北病院が定める個人情報保護方針に基づき、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所職員に対し、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう職員との雇用契約の内容とし指導教育を適時行うものとする。
- 3 外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(ハラスメントの防止等)

第28条 当事業所は適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 ハラスメント防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果に

ついて、職員に周知徹底を図るものとする。

- 3 ハラスメント防止のための指針の整備をおこなうものとする。
- 4 ハラスメントを防止のための定期的な研修を実施するものとする。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第29条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に係る事項等)

第30条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- 3 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- 4 虐待を防止のための定期的な研修を実施するものとする。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置するものとする。
- 6 当事業所は、サービス提供中に職員又は養護者（利用者の家族等により現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第31条 当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、医師が利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を診療録に記録するものとする。

- 2 身体拘束の適正化を図るため、必要な措置を講じるものとする。

(褥瘡対策等)

第32条 当事業所は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、発生を防止する体制の整備を行うものとする。

(掲示)

第33条 当事業所は、運営規程、職員の勤務体制、利用者負担額及び苦情処理の対応、個人情報取り扱いについては、施設内に掲示を行うものとする。

2 当事業所は、重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者が自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができるものとする。

3 当事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載を行うものとする。

(居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第34条 宅介護支援事業者又は地域包括支援センターをはじめとする介護支援事業者または、その職員に対し、利用者に対して指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

(苦情処理)

第35条 当事業所の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 当事業者は、提供した事業に関し、市町村からの質問若しくは照会に応じ、調査に協力するとともに、市町村からの助言、指導を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

3 当事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの助言、指導を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第36条 当事業所は、指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供に当たって、介護・医療事故を防止するための体制を整備するとともに、サービス提供等により事故が発生した場合、利用者に対し、必要な措置を行うものとする。

(職員の質の確保)

第37条 当事業所は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

2 当事業所は、すべての職員(介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第38条 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の会計とその他の事業の会計を区別するものとする。

(記録の整備)

第39条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行うものとする。

- 2 当事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存を行うものとする。

(電磁的記録等)

第40条 当事業所及び事業所職員は作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、副本、その他文字、図形等、人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙、その他有体物をいう。）で行うことが規定されている又は規定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるものとする。

- 2 当事業所及び事業所職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は規定されるものについては、当該交付等を行う利用者及びその家族の承諾を得て、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方法）によることができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第41条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人将道会の代表者と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年	6月	1日	一部改正
平成14年	4月	1日	一部改正
平成15年	5月	1日	一部改正
平成16年	1月	1日	一部改正
平成16年	4月	1日	一部改正
平成16年	10月	18日	一部改正
平成17年	10月	1日	一部改正
平成18年	6月	7日	一部改正
平成23年	12月	1日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成29年	2月	1日	一部改正
平成30年	8月	1日	一部改正
令和 元年	10月	1日	一部改正
令和 3年	4月	1日	一部改正
令和 4年	5月	1日	一部改正
令和 6年	3月	1日	一部改正
令和 6年	6月	1日	一部改正
令和 6年	12月	1日	一部改正
令和 7年	5月	1日	一部改正